

発委第1号

長久手市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する
条例の一部を改正する条例について

長久手市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部
を改正する条例を別紙のとおり定めるものとする。

平成29年3月23日提出

提 出 者

長久手市議会議会運営委員会委員長 加藤和男

説 明

この案を提出するのは、議員が長期間定例会を欠席した場合の議員報酬及び
期末手当の支給割合に関し、長久手市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期
末手当に関する条例の一部を改正するため必要があるからである。

長久手市条例第 号

長久手市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例

長久手市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（昭和54年長久手町条例第18号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第203条の規定に基づき、市議会の議長、副議長、委員長(長久手市議会委員会に関する条例(昭和23年長久手村条例第8号(以下「委員会条例」という。))第2条に規定する常任委員会及び同条例第3条の4に規定する議会運営委員会の委員長をいう。以下同じ。)及び議員に対して支給する議員報酬、費用弁償及び期末手当について必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 議員活動 議長、副議長、委員長及び議員(以下「議員等」という。)が長久手市議会定例会の本会議及び定例会の会期中に開</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第203条の規定に基づき、市議会の議長、副議長、委員長(_____ _____ _____ 常 任委員会及び _____ _____ 議会運営委員会の委員長を いう。以下同じ。)及び議員に対し て支給する議員報酬、費用弁償及び 期末手当について必要な事項を定 めるものとする。</p>

かれる委員会条例第1条に規定する委員会の会議(以下これらを「定例会」という。)に出席することをいう。

(2) 公務上の災害等 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例(昭和42年長久手村条例第10号)に基づき認定された公務上の災害及び通勤による災害をいう。

(議員報酬)

第3条 _____の議員等_____の議員報酬月額は、別表のとおりとする。

第4条 (略)

第5条 議員等が任期満了、辞職、除名、死亡又は議会の解散によりその職を離れたときは、その日までの議員報酬を日割計算により支給する。ただし、いかなる場合においても、重複して議員報酬を支給しない。

2 議員報酬の支給方法については、一般職の職員の例による。

(議員報酬の減額)

第6条 議員等が長期間定例会を欠席した場合の議員報酬は、第3条の規定にかかわらず、定例会の会期日程の全てを欠席した場合を1回として、その欠席した回数(以下「欠席回数」という。)に応じて、議員報酬に次の各号に定める割合を乗

(議員報酬)

第2条 議長、副議長、委員長及び議員(以下「議員等」という。)の議員報酬月額は、別表のとおりとする。

第3条 (略)

第4条 議員等が任期満了、辞職、除名、死亡又は議会の解散によりその職を離れたときは、その日までの議員報酬を_____支給する。ただし、いかなる場合においても、重複して議員報酬を支給しない。

2 議員報酬は、毎月21日から末日までに支給する。

じて得た額を減額する。

(1) 欠席回数が連続して2回 1
00分の20

(2) 欠席回数が連続して3回 1
00分の30

(3) 欠席回数が連続して4回以上
100分の50

2 前項の規定は、欠席回数が連続し
て2回以上となる定例会の末日の
属する月の翌月から適用する。

3 第1項の規定により議員報酬の
減額を受けている議員等が、定例会
に出席したときは、当該定例会に出
席した日の属する月の翌月から議
員報酬の減額を解除する。

(費用弁償)

第7条 (略)

(期末手当)

第8条 (略)

(期末手当の減額)

第9条 基準日に、第6条第1項の規
定の適用を受けている議員等の期
末手当については、前条の規定にか
かわらず、基準日における議員報酬
の減額の割合を、議員報酬月額を基
礎として算定した期末手当の額に
乗じた額を減額する。

(適用除外)

第10条 議員等が次に掲げる事由
により議員活動を行わない場合は、
第6条及び前条の規定は適用しな
い。

(費用弁償)

第5条 (略)

(期末手当)

第6条 (略)

(1) 公務上の災害等により議員活動を行うことができないとき。

(2) 議長が議会運営委員会に諮って協議し、議員活動を行わないことに相当な理由があると認めたとき。

(議員報酬の一時差止処分)

第11条 議員等が刑事事件の被疑者又は被告人として逮捕、勾留その他その身体を拘束される処分を受けたときは、その日から当該処分を解かれる日までの期間（以下「処分期間」という。）に係る議員報酬の支給を一時差し止めるものとする。

2 前項の議員報酬の一時差止めの際、既にその月の議員報酬が支払われていたとき又は支給日が差し迫っているため一時差止めができないときは、翌月の議員報酬から当該一時差止めされた額を差し引いて支給するものとする。この場合において、議員の辞職その他の理由により翌月の議員報酬から差し引いて支給することができないときは、当該一時差止めはなかったものとみなす。

3 第1項の規定により議員報酬の支給を一時差し止める額は、処分期間の日数に応じて日割計算により算出した額とする。

(期末手当の一時差止処分)

第12条 期末手当支給に係る基準

日の前6月以内の期間において、前条第1項の適用を受けているとき又は保釈により一時解除され、判決が確定していないときは、期末手当の支給を一時差し止めるものとする。

2 前条第1項又は前項の規定による一時差止処分を行う場合は、当該一時差止処分を受けるべき議員等に対し、当該一時差止処分の際、一時差止処分の事由を記載した説明書を交付しなければならない。

(一時差止めされていた議員報酬及び期末手当の支給)

第13条 前2条の規定により一時差止めされていた議員報酬及び期末手当は、当該一時差止めに係る刑事事件について公訴を提起しない処分が行われたとき又は当該一時差止めに係る刑事事件の無罪判決(同様の効果を有する判決及び決定を含む。)が確定したときは、その日の属する月の翌月の議員報酬の支給日に支給する。この場合において、議員の資格を失っているときも、同様とする。

(議員報酬の不支給)

第14条 第11条第1項の規定により議員報酬の支給を一時差止めされ、当該刑事事件に係る有罪判決が確定したときは、一時差止めされていた議員報酬及び、刑の執行のた

め刑事施設に収容された期間は、支給しない。

(期末手当の不支給)

第15条 期末手当支給に係る基準

日の前6月以内の期間において、前条の規定により議員報酬を支給しないこととされた月があるときは、第8条の規定にかかわらず、当該期末手当は、支給しない。

(日割計算)

第16条 第4条、第5条第1項及び

第11条第3項の日割計算とは、当該月に支給すべき議員報酬額を、その月の日数で除した額を日額(その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)として計算するものとする。

(減額、一時差止め及び不支給の効力)

第17条 この条例の規定により議

員報酬及び期末手当を減額、一時差止め及び不支給とされていた議員が、再び議員の資格を得た場合は、前任期中の減額、一時差止め及び不支給の効力は及ばないものとする。

(疑義の決定)

第18条 この条例の適用に関し、疑

義が生じたときは、議長が議会運営委員会に諮って決定する。

(委任)

第19条 (略)

別表(第3条、第7条関係)

(委任)

第7条 (略)

別表(第2条、第5条関係)

(略)

(略)

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。